

**改正個人情報保護法を受けた
郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン及び解説
改正（案）概要**

令和4年1月
データの取扱いWG

2 郵便分野ガイドライン及び同ガイドラインの解説の改正について

(1) 令和2年改正個人情報保護法を受けた郵便分野ガイドライン改正の検討

(検討事項)

- 日本郵便における個人情報保護の取組の現状を把握・整理した上で、今般の個人情報保護法令・共通ガイドラインの改正により創設等された規定・制度の運用について、郵便事業分野において留意すべき点はあるか。
- 個人情報保護法令・共通ガイドラインの改正事項のうち、郵便事業分野における事業者特有の制限規定として置くべき事項は、
 - ・ 個人関連情報に係る第三者提供の制限における信書の秘密に係る規定の遵守
 - ・ 仮名加工情報における信書の秘密に係る取扱いの制限及び第三者提供の制限における信書の秘密に係る規定の遵守と考えられるが、規定するに当たって留意すべき点はあるか。
- その他の改正事項については、個人情報保護法令・共通ガイドラインに沿って改正することとしてよいか、留意すべき点はあるか。
- 上記のほか、「令和2年改正個人情報保護法を受けた郵便分野ガイドライン改正」について考慮すべきことはあるか。

- **全体として、今般の個人情報保護法改正にて追加された以下の内容は、郵便分野ガイドライン及び解説に追加することとする。**

- ・不適正な方法による利用の禁止
- ・個人関連情報の第三者提供規制
- ・学術研究に係る適用除外等
- ・漏えい等報告の義務化
- ・仮名加工情報の創設

既存の規定についても同様に、個人情報保護法令の改正内容を郵便分野ガイドライン及び解説に反映することとする。

- ・短期保存データの開示等の対象化
- ・越境移転に係る情報提供の充実
- ・個人データ授受に関する第三者提供記録の開示
- ・オプトアウト規定により第三者提供できる個人データの限定
- ・保有個人データの開示方法
- ・利用停止・消去等 個人の請求権の拡大

- **今般追加された仮名加工情報に関する規定等について、郵便事業分野における特有の規定として信書の秘密に係る特例を置くかどうか**については、現行のガイドラインにおいて信書の秘密に係る個人情報の取扱や取得が禁止（第5条4項及び第6条第3項）されており、個人情報を加工して得られる仮名加工情報については元となる個人情報について例外規定があることで足りる等の理由から、**置かないこととする。**

- **漏えい等報告において、法第147条第1項の規定により報告を受理する権限を所管大臣に委任している場合、郵便事業においては所管大臣が総務大臣となるため、報告対象となる所管大臣については総務大臣と記載する。**

- その他、令和3年個人情報保護法改正による条項番号のずれ等、形式的な修正も行う。

条文の内容	個情法	郵便GL
目的	1条	1条
適用の一般原則	—	2条
定義	2条 16条	3条
利用目的の特定	17条	4条
利用目的による制限	18条	5条
不適正な利用の禁止	19条	6条
適正な取得	20条	7条
取得に際しての利用目的の通知等	21条	8条
データ内容の正確性の確保等	22条	9条
安全管理措置	23条	10条
従業者の監督	24条	11条
委託先の監督	25条	12条
プライバシーポリシー	—	13条
漏えい等の報告等	26条	14条
第三者提供の制限	27条	15条
外国にある第三者への提供の制限	28条	16条
第三者提供に係る記録の作成等	29条	17条
第三者提供を受ける際の確認等	30条	18条
個人関連情報の第三者提供の制限等	31条	19条

条文の内容	個情法	郵便GL
保有個人データに関する事項の公表等	32条	20条
開示	33条	21条
訂正等	34条	22条
利用停止等	35条	23条
理由の説明	36条	24条
開示等の請求等に応じる手続	37条	25条
手数料	38条	26条
事前の請求	39条	27条
事業者による苦情の処理	40条	28条
仮名加工情報の作成等	41条	29条
仮名加工情報の第三者提供の制限等	42条	30条
匿名加工情報の作成等	43条	31条
匿名加工情報の提供	44条	32条
識別行為の禁止	45条	33条
安全管理措置等	46条	34条
学術研究機関等の責務	59条	35条
配達情報等の取扱い	—	36条
ガイドラインの見直し	—	37条

※黄色部分は追加した条、青色部分は修正した条
条番号は、令和4年4月1日施行時点のもの。

個人情報保護法令改正の概要	郵便分野ガイドライン改正案の概要
<p>6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法第16条第4項 	<p>ガイドラインにおいて使用する用語については、個人情報保護法の定義規定である第2条において使用する用語の例によること（GL第3条）とされているため、個人情報保護法の改正のみで足り、ガイドラインの改正は不要。</p> <p>なお、令和3年改正において「保有個人データ」の定義が第2条第7項から第16条第4項に移るため、第2条に加え第16条において使用する用語も含めるよう、条文を修正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第3条（修正） <p>解説においては、共通GLに沿い、「2-8 保有個人データ」において、6か月以内に消去することとなるものを除く旨を削除するよう、改正する。</p>

個人情報保護法の条文		郵便分野ガイドライン 改正イメージ	
改正前	改正後	現行	改正後
<p>(定義) 第2条 7 ……「保有個人データ」とは、……その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。</p> <p><個人情報保護法施行令> 第5条 法第2条第7項の政令で定める期間は、六月とする。</p>	<p>(定義) 第16条 4 ……「保有個人データ」とは、……その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。</p> <p>(削除)</p>	<p>(定義) 第3条 このガイドラインにおいて使用する用語は、<u>法第2条</u>において使用する用語の例による。</p>	<p>(定義) 第3条 このガイドラインにおいて使用する用語は、<u>法第2条及び法第16条</u>において使用する用語の例による。</p>

個人情報保護法令改正の概要	郵便分野ガイドライン改正案の概要
<p>違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。</p> <p>● 法第19条</p>	<p>個人情報保護法令に沿って新たに条文を追加する。</p> <p>● 第6条（新設）</p> <p>解説においても、共通GLに沿って追加する。 3-2として、「不適正利用の禁止」の項を追加し、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例を記載。</p>

個人情報保護法の条文		郵便分野ガイドライン 改正イメージ	
改正前	改正後	現行	改正後
<p>(新設)</p>	<p><u>(不適正な利用の禁止)</u> 第19条 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。</p>	<p>(新設)</p>	<p><u>(不適正な利用の禁止)</u> 第6条 事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。</p>

漏えい等報告の義務化

個人情報保護法令改正の概要	郵便分野ガイドライン改正案の概要
<p>漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法第26条 ● 施行規則第7条～第10条 	<p>個人情報保護法令に沿って新たに条文を追加する。 また、個人情報保護委員会が法第147条第1項の規定により報告を受理する権限を所管大臣に委任している場合には、郵便事業においては所管大臣が総務大臣となるため、報告対象となる所管大臣については総務大臣と記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第14条（新設） <p>解説においても、共通GLに沿って追加する。 3-6として「個人データの漏えい等の報告等」の項を追加し、「漏えい等」の考え方、漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置、個人情報保護委員会や総務大臣への報告、本人への通知について記載する。</p>

個人情報保護法の条文		郵便分野ガイドライン 改正イメージ	
改正前	改正後	現行	改正後
<p>(新設)</p>	<p>(漏えい等の報告等) 第26条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいもの・・・が生じたときは、・・・当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。・・・</p> <p><個人情報保護法施行規則> 第8条 3 法第26条第1項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。 二 法第147条第1項の規定により、法第26条第1項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合・・・</p>	<p>(新設)</p>	<p>(漏えい等の報告等) 第14条 事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいもの・・・が生じたときは、・・・当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。・・・</p> <p>4 第1項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。 二 法第147条第1項の規定により、法第26条第1項の規定による権限の委任を受けた総務大臣に報告する場合・・・</p>

個人情報保護法令改正の概要	郵便分野ガイドライン改正案の概要
<p>オプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法第27条第2項 ● 施行規則第11条 	<p>個人情報保護法令に沿って条文を修正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第15条第2項（修正）（現行では第13条） <p>解説においても、共通GLに沿って改正。</p> <p>「3-7-2 オプトアウトによる第三者提供」（現行では3-5-2）において、不正取得された個人データやオプトアウト規定により提供された個人データの再提供はできない旨を追記。</p>

個人情報保護法の条文		郵便分野ガイドライン 改正イメージ	
改正前	改正後	現行	改正後
<p>（第三者提供の制限） 第23条 2 個人情報取扱事業者は、・・・前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。</p>	<p>（第三者提供の制限） 第27条 2 個人情報取扱事業者は、・・・前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。<u>ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第20条第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの・・・である場合は、この限りでない。</u></p>	<p>（第三者提供の制限） 第13条 2 事業者は、・・・前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。</p>	<p>（第三者提供の制限） 第15条 2 事業者は、・・・前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。<u>ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第7条第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの・・・である場合は、この限りでない。</u></p>

個人情報保護法令改正の概要	郵便分野ガイドライン改正案の概要
<p>外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法第28条第2項・第3項 ● 施行規則第17条、第18条 	<p>個人情報保護法令に沿って条文を追加・修正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第16条第1項・第2項（修正）、第3項～第9項（新設）（現行では第14条） <p>解説においては、すでに「3-7-5 外国にある第三者への提供の制限」（現行では3-5-5）において、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）に準ずることが明記されている。）</p>

個人情報保護法の条文		郵便分野ガイドライン 改正イメージ	
改正前	改正後	現行	改正後
<p>（外国にある第三者への提供の制限） 第24条 （新設）</p>	<p>（外国にある第三者への提供の制限） 第28条 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、<u>・・・あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。</u></p>	<p>（外国にある第三者への提供の制限） 第14条 （新設）</p>	<p>（外国にある第三者への提供の制限） 第16条 3 事業者は、第1項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、<u>・・・あらかじめ、次に掲げる事項を当該本人に提供しなければならない。</u></p> <p><その他、個人情報保護法令に沿って規定></p>

個人関連情報の第三者提供規制

個人情報保護法令改正の概要	郵便分野ガイドライン改正案の概要
<p>提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報（個人関連情報）の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法第31条 ● 施行令第8条 ● 施行規則第17条、第26条～第29条 	<p>個人情報保護法令に沿って新たに条文を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第19条（新設） <p>解説においても、共通GLに沿って追加する。</p> <p>3-8として、「個人関連情報の第三者提供の制限等」の項を追加し、本人同意の取得・確認、提供元と提供先の第三者の記録・確認義務について記載する。</p> <p>なお、個人関連情報の第三者提供について、信書の秘密に係る例外規定を設けるかどうかは、現時点においては、事業者が郵便の業務を通じて取り扱う情報に「信書の秘密に係る個人関連情報」が含まれることが想定されないため、例外規定は置く必要がないと考える。</p>

個人情報保護法の条文		郵便分野ガイドライン 改正イメージ	
改正前	改正後	現行	改正後
(新設)	<p>(個人関連情報の第三者提供の制限等)</p> <p>第31条 個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報・・・を個人データとして取得することが想定されるときは、・・・あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。</p>	(新設)	<p>(個人関連情報の第三者提供の制限等)</p> <p>第19条 個人関連情報取扱事業者である事業者は、第三者が個人関連情報・・・を個人データとして取得することが想定されるときは、・・・あらかじめ次項に定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。</p> <p><その他、個人情報保護法令に沿って規定></p>

保有個人データの開示方法

個人情報保護法令改正の概要	郵便分野ガイドライン改正案の概要
<p>保有個人データの開示方法（現行、原則、書面の交付）について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法第33条第1項・第2項 ● 施行規則第30条 	<p>個人情報保護法令に沿って条文を修正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第21条第1項・第2項（修正）（現行では第18条） <p>解説においても、共通GLに沿って改正。 「3-9-2 保有個人データの開示」（現行では3-6-2）において、本人の要望に沿った方法による提供について追記。</p>

個人情報保護法の条文		郵便分野ガイドライン 改正イメージ	
改正前	改正後	現行	改正後
<p>（開示） 第28条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの<u>開示</u>を請求することができる。</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、<u>政令で定める方法</u>により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。・・・</p>	<p>（開示） 第33条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの<u>電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示</u>を請求することができる。</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、<u>同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合）</u>により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。・・・</p>	<p>（開示） 第18条 本人は、事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。</p> <p>2 事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、<u>書面の交付（開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法）</u>により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。・・・</p>	<p>（開示） 第21条 本人は、事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの<u>電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該事業者の定める方法による開示</u>を請求することができる。</p> <p>2 事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、<u>同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合）</u>により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。・・・</p>

個人情報保護法令改正の概要	郵便分野ガイドライン改正案の概要
<p>個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法第33条第1項～第3項、第5項 ● 施行令第11条 ● 施行規則第30条 	<p>個人情報保護法令に沿って条文を修正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第21条第5項（追加） ※第21条第1項～第3項までの準用規定（現行では第18条） <p>解説においても、共通GLに沿って改正。</p> <p>3-9-3として、「第三者提供記録の開示」の項を追加し、個人データを提供したとき及び受けたときについて、第三者提供記録の定義、提供方法、不開示事由について記載。</p>

個人情報保護法の条文		郵便分野ガイドライン 改正イメージ	
改正前	改正後	現行	改正後
<p>(開示) 第28条 (新設)</p>	<p>(開示) 第33条</p> <p><u>5 第1項から第3項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第29条第1項及び第30条第3項の記録・・・について準用する。</u></p> <p>※第29条第1項： 個人データを第三者提供したときの記録作成義務</p> <p>※第30条第3項： 個人データの提供を第三者から受けた際の確認の記録作成義務</p>	<p>(開示) 第18条 (新設)</p>	<p>(開示) 第21条</p> <p><u>5 第1項から第3項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第17条第1項及び第18条第3項の記録・・・について準用する。</u></p> <p>※第17条第1項： 個人データを第三者提供したときの記録作成義務</p> <p>※第18条第3項： 個人データの提供を第三者から受けた際の確認の記録作成義務</p>

個人情報保護法令改正の概要	郵便分野ガイドライン改正案の概要
<p>利用停止・消去等の個人の請求権について、一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充する。</p> <p>● 法第35条第5項～第7項</p>	<p>個人情報保護法令に沿って条文を修正する。</p> <p>● 第23条第5項・第6項（新設） 第7項（修正）（現行では第20条）</p> <p>解説においても、共通GLに沿って改正。 「3-9-5 保有個人データの利用停止等」（現行では3-6-4）において、利用停止の要件、権利利益の侵害防止に必要な限度、権利利益の保護のために必要な代わるべき措置について追記。</p>

個人情報保護法の条文		郵便分野ガイドライン 改正イメージ	
改正前	改正後	現行	改正後
<p>(利用停止等) 第30条 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(利用停止等) 第35条</p> <p>5 本人は、個人情報取扱事業者に対し、・・・その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。</p> <p>6 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合・・・、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。・・・</p>	<p>(利用停止等) 第20条 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(利用停止等) 第23条</p> <p>5 本人は、事業者に対し、・・・その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。</p> <p>6 事業者は、前項の規定による請求を受けた場合・・・、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。・・・</p>

仮名加工情報の創設

個人情報保護法令改正の概要	郵便分野ガイドライン改正案の概要
<p>氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法第2条第5項、第16条第5項第41条、第42条 ● 施行令第6条 ● 施行規則第31条～第33条 	<p>仮名加工情報の作成、取扱、第三者提供に関する事業者の義務など、個人情報保護法令に沿って追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第29条・第30条（新設） <p>なお、仮名加工情報について、信書の秘密に係る例外規定は追記しないこととする。</p> <p>現行GLにおいて、信書の秘密に係る個人情報を取り扱ってはならないこと（現行GL第5条4項）、及び取得してはならないこと（同第6条第3項）が、それぞれ既に規定されており、仮名加工情報は、個人情報を加工して得られるもの（改正後の個人情報保護法第2条第5項）であるため、元となる個人情報について例外規定があることで足り、仮名加工情報においても同様の項を設ける必要はないと考える。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 郵便事業分野ガイドライン（現行） 第5条（利用目的による制限） 4 前項の規定にかかわらず、事業者は、同項各号に掲げる場合であっても、利用者の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、信書の秘密に係る個人情報を取り扱ってはならない。 第6条（適正な取得） 3 前項の規定にかかわらず、事業者は、利用者の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、信書の秘密に係る個人情報を取得してはならない。 </div> <p>解説においては、3-11として、「仮名加工情報取扱事業者等の義務」の項を追加し、仮名加工情報取扱事業者等の義務については「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）に準ずることを記載する。</p>

個人情報保護法の条文		郵便分野ガイドライン 改正イメージ	
改正前	改正後	現行	改正後
<p>(新設)</p>	<p>（仮名加工情報の作成等） 第41条 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報・・・を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように・・・個人情報を加工しなければならない。</p> <p>（仮名加工情報の第三者提供の制限等） 第42条 仮名加工情報取扱事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報・・・を第三者に提供してはならない。</p>	<p>(新設)</p>	<p>（仮名加工情報の作成等） 第29条 事業者は、仮名加工情報・・・を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように・・・個人情報を加工しなければならない。</p> <p>（仮名加工情報の第三者提供の制限等） 第30条 仮名加工情報取扱事業者である事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報・・・を第三者に提供してはならない</p> <p style="text-align: center;"><その他、個人情報保護法令に沿って規定></p>

学術研究に係る適用除外等

個人情報保護法令改正の概要	郵便分野ガイドライン改正案の概要
<p>学術研究に係る適用の除外について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化する。</p> <p>●法第18条第3項第5号・第6号、第20条第2項第5号～第7号、第27条第1項第5号～第7号</p> <p>学術研究機関等の責務を規定する。</p> <p>●法第59条</p>	<p>個人情報保護法令に沿って条文を修正し、学術研究目的の場合を各義務の例外として規定するとともに、事業者が学術研究機関等である場合の責務を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●（利用目的による制限） 第5条第3項第5号・第6号（新設） （適正な取得） 第7条第2項第5号・第6号（新設）第7号（修正）（現行の第6条） （第三者提供の制限） 第15条第1項第5号～第7号（新設）（現行の第13条） ●（学術研究機関等の責務） 第35条（新設） <p>解説においても、共通GLに沿って、利用目的による制限の例外（3-1-5）、要配慮個人情報の取得（3-3-2※現行では3-2-2）、第三者提供の制限の原則（3-7-1※現行では3-5-1）にそれぞれ例外として追記するとともに、「4. 学術研究機関等の責務」を追加する。</p>

個人情報保護法の条文		郵便分野ガイドライン 改正イメージ	
改正前	改正後	現行	改正後
<p>（利用目的による制限） 第18条 （同右）</p>	<p>（利用目的による制限） 第18条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。</p>	<p>（利用目的による制限） 第5条 （同右）</p>	<p>（利用目的による制限） 第5条 事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。</p>
<p>（同右）</p>	<p>3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。</p>	<p>（同右）</p>	<p>3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的・・・で取り扱う必要があるとき・・・</u></p>	<p>（新設）</p>	<p><u>五 当該事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的・・・で取り扱う必要があるとき・・・</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>（学術研究機関等の責務）</u> 第59条 個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。</p>	<p>（新設）</p>	<p><u>（学術研究機関等の責務）</u> 第35条 学術研究機関等である事業者は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、このガイドラインの規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。</p>

※個人情報保護法令及び郵便事業分野ガイドラインの条項番号は、いずれも令和4年4月1日の施行時点のもの。

個人情報保護法令改正の概要	郵便分野ガイドライン改正案の概要
<p>認定団体制度について、現行制度に加え、企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする。</p> <p>● 法第47条第2項</p>	<p>— 郵便事業分野ガイドラインに特別の規定を置く必要なし。</p>
<p>委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。</p> <p>● 法第173条、第177条</p>	<p>— 郵便事業分野ガイドラインに特別の規定を置く必要なし。</p>
<p>命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる(法人重科)。</p> <p>● 法第179条第1項</p>	<p>— 郵便事業分野ガイドラインに特別の規定を置く必要なし。</p>

条文の内容	郵便GL	上乗せ規定の内容
適用の一般原則	2条	<p>1 このガイドラインの規定は、個人情報の適正な取扱いに関し、事業者の遵守すべき基本的事項を定めるものとして、解釈され、運用されるものとする。</p> <p>2 事業者は、法の規定及び信書の秘密の保護に係る郵便法第八条その他の関連規定を遵守するほか、このガイドラインに従い個人情報を適正に取り扱わなければならない。</p>
利用目的による制限	5条	<p>4 前項の規定にかかわらず、事業者は、同項各号に掲げる場合であっても、利用者の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、信書の秘密に係る個人情報を取り扱ってはならない。</p>
適正な取得	7条 (現行6条)	<p>3 前項の規定にかかわらず、事業者は、利用者の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、信書の秘密に係る個人情報を取得してはならない。</p>
安全管理措置	10条 (現行9条)	<p>2 事業者は、個人情報保護管理者（当該事業者の個人情報の取扱いに関する責任者をいう。）を置き、このガイドラインを遵守するための内部規程の策定、監査体制の整備及び当該事業者の個人情報の取扱いの監督を行わせるよう努めなければならない。</p>
従業者の監督	11条 (現行10条)	<p>2 郵便の業務に従事する者は、その業務に関して知り得た個人データの内容をみだりに他人に知らせないものとし、また、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後においても同様とする。</p>

条文の内容	郵便GL	上乗せ規定の内容
委託先の監督	12条 (現行11条)	2 事業者は、個人情報の保護について十分な措置を講じている者を委託先として選定するための基準を設けるよう努めなければならない。 3 事業者は、前項の規定を遵守するために次に掲げる事項について委託契約時に明確化に努めなければならない。 一～六 (略)
		4 事業者から委託された個人データの取扱いに係る業務に従事する者は、その業務に関して知り得た個人データの内容をみだりに他人に知らせないものとし、また、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後においても同様とする。
プライバシーポリシー	13条 (現行12条)	事業者は、プライバシーポリシー（当該事業者の個人情報の取扱いに関する方針についての宣言をいう。）を策定・公表し、これを遵守するように努めなければならない。
第三者提供の制限	15条 (現行13条)	10 前各項の規定にかかわらず、事業者は、個人データを第三者に提供するに当たっては、信書の秘密の保護に係る郵便法第八条その他の関連規定を遵守しなければならない。
開示等の請求等に 応じる手続	25条 (現行22条)	3 開示等の請求等は、次に掲げる代理人によってすることができる。ただし、第21条第1項の規定による開示の請求については、本人の信書の秘密を侵害する場合等同条第2項各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。
配達情報等の取扱い	36条 (現行30条)	事業者は、郵便物の配達のために用いられる個人データに関しては、第8条から第11条までに規定する安全管理に関する措置について、特に厳正な注意を払わなければならない。

參考資料

令和2年改正法の概要

1. 個人の権利の在り方

- ① **利用停止・消去等の個人の請求権**について、一部の法違反の場合に加えて、**個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合等にも拡充**する。
- ② **保有個人データの開示方法**（現行、原則、書面の交付）について、**電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする**。
- ③ 個人データの授受に関する**第三者提供記録**について、**本人が開示請求できるようにする**。
- ④ 6ヶ月以内に消去する**短期保存データ**について、保有個人データに含めることとし、**開示、利用停止等の対象**とする。
- ⑤ **オプトアウト規定**※により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、**①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外**とする。

(※)本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

令和4年4月以降に同規定による提供を行う場合は、令和3年10月1日より届出可能。

2. 事業者の守るべき責務の在り方

- ① 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合※に、**委員会への報告及び本人への通知を義務化**する。
(※)一定の類型(要配慮個人情報、不正アクセス、財産的被害)、一定数以上の個人データの漏えい等
- ② **違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法**により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- ① 認定団体制度について、現行制度※に加え、**企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする**。

(※)現行の認定団体は、対象事業者の全ての分野(部門)を対象とする。

4. データ利活用の在り方

- ① 氏名等を削除した「**仮名加工情報**」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、**開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和**する。
- ② 提供元では個人データに該当しないものの、**提供先において個人データとなることが想定される「個人関連情報」の第三者提供**について、**本人同意が得られていること等の確認を義務**付ける。

5. ペナルティの在り方 ※令和2年12月12日より施行

- ① 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の**法定刑を引き上げる**。
- ② 命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、**法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引上げる(法人重科)**。

6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- ① 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、**罰則によって担保された報告徴収・命令の対象**とする。
- ② 外国にある第三者への個人データの提供時に、**移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等**を求める。

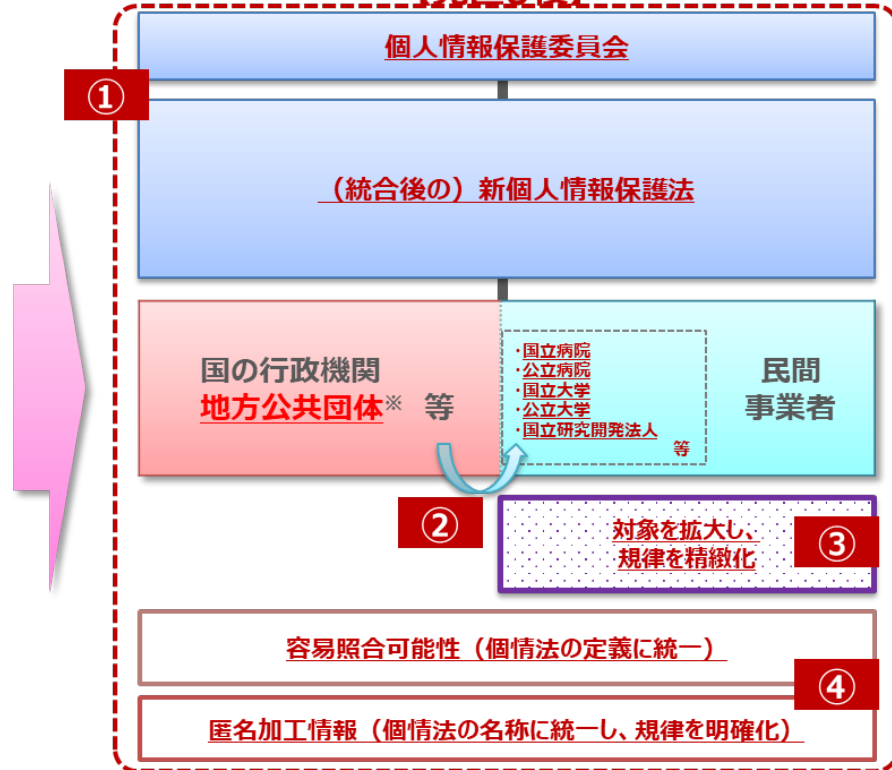
令和3年改正法の概要

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の**3本の法律を1本の法律に統合**するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても**統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化**。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用**。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**統合後の法律を適用し、義務ごとの例外規定として精緻化**。
- ④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一**するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化**。

【現行】

所管	総務省	個人情報保護委員会	各地方公共団体
法令	行政機関個人情報保護法	独立行政法人等個人情報保護法	個人情報保護法 個人情報保護条例
対象	国の行政機関	独立行政法人等	民間事業者 地方公共団体等
学術研究		適用除外	
個人情報の定義等	照会可能性 非識別加工情報	容易照会可能性 匿名加工情報	団体により異なる 規定なし(一部団体を除く)

【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容